

国立市保育審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市保育審議会の委員の選出区分を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市保育審議会条例の一部を改正する条例案

国立市保育審議会条例（昭和 62 年 4 月国立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「児童委員」を「児童福祉の関係者」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「及び幼稚園」を「、幼稚園又は認定こども園」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。